

中小企業事業主の皆さまへ

キャリア形成促進助成金を活用して 従業員の自発的な職業能力開発を支援しませんか！

従業員が自らのキャリア形成のため、自発的に職業能力開発（※）を行うに際して、中小企業事業主が経費を負担する制度、休暇を与える制度を就業規則などに設けて支援を行った場合に助成します。

（※）職業訓練、教育訓練、キャリアコンサルティングの受講、職業能力検定の受検

助成の内容

支援内容	助成内容	助成率	制度導入の奨励金（3年以内）		利用促進の奨励金（3年経過後）
			制度利用者が初めて出た場合	利用者1人につき	利用者増加分1人につき
受講料などの経費を負担する制度を設けて支援する場合	負担した経費の1/2		15万円	5万円	2万円
職業能力開発のための休暇制度を設けて支援する場合	受講時間中に支払った賃金の1/2		15万円	5万円	2万円

活用事例

【E社（情報サービス業）の場合】

E社では、従業員が経験年数に応じて取得すべき資格を提示し、能力の向上に努めるよう通知するとともに、自発的な能力開発の支援のため、自発的職業能力開発経費負担制度および職業能力開発休暇制度を設けようとしている。

今年度、事業主は、自発的な職業能力開発の支援制度を導入し、従業員3人が、同社が奨励している「ソフトウェア開発技術者試験」の資格取得を目指して、〇〇職業訓練センターの「〇〇プログラミング導入技術コース」（60時間、受講料35,000円/人）を受講する予定である。

【要した経費】411,000円（①+②）	【助成額】174,900円（③+④） ※奨励金が対象となる場合 774,900円（③+④+⑤+⑥）
【経費助成対象額】 受講料（事業主負担分） ※1人当たりの受講料（事業主負担分）35,000円 35,000円×3人=105,000円・・・・・・・・①	【経費助成額】 35,000円×3人×1/2 =52,500円（円未満切り捨て）・・・・・・・・③
【賃金助成対象額】 研修を受講する時間に係る休暇に対する賃金 ※従業員1人に対する1時間当たりの平均賃金単価1,700円で算出 (1,700円×60時間)×3人=306,000円・・・・・・・・②	【賃金助成額】 ※1時間当たりの賃金助成額 680円 1,700円×0.8×1/2=680円 680円×(60時間×3人)=122,400円・・・・・・・・④
	【導入および利用者に係る奨励金】 自発的な職業能力開発の支援制度の導入に係る奨励金 ※自発的職業能力開発経費負担制度および職業能力開発休暇制度導入ごとにそれぞれ150,000円 150,000円×2制度=300,000円・・・・・・・・⑤
	自発的な職業能力開発の支援制度の利用者発生に係る奨励金 ※制度利用者1人につき5万円 50,000円×3人×2制度=300,000円・・・・・・・・⑥ (各制度の利用ごとに1人と数えます)

受給の手続

- 1 職業能力開発推進者を選任し、労働組合などの意見を聴いて、**事業内職業能力開発計画を作成**します。



- 2 1の事業内職業能力開発計画に基づく**年間職業能力開発計画を作成**の上、訓練などを実施する1カ月前までに事業所の所在地を管轄する**労働局へ提出**します。



- 3 2で提出した年間職業能力開発計画の内容に従い、**訓練などを実施**します。



- 4 3で実施した訓練について、必要書類を添付の上、**支給申請書**を訓練などの終了後2カ月以内（※）に事業所の所在地を管轄する**労働局へ提出**します。

※当分の間は4月1日～9月末日に終了した訓練などは10月1日～11月末日、10月1日～翌年3月末日に終了した訓練などは4月1日～5月末日に提出することもできます。



- 5 4で提出した支給申請書などの審査を受けた後、支給要件を満たしているものについて**助成金が受給**できます。

お問い合わせ先

キャリア形成促進助成金の受給のための手続きは、**事業所の所在地を管轄する労働局**で行います。ご不明な点および手続きなどの詳細については、**労働局**までお問い合わせください。

